

熱中症は、 予防が大切です

健康長寿しまね
マスコットキャラクター
まめなくん



熱中症予防には、「水分補給」と「暑さを避けること」が大切です
特に、高齢者の方は注意が必要です

■島根県の熱中症による救急搬送人員は、
令和7年度(5月～9月)で**667人**
年齢区分別でみると、**高齢者**の割合は**61%**
発生場所別でみると、「**住居**」が**225人**と最も多い

7、8月が
最も多い

出典：総務省消防庁 報道資料
「令和7年(5月から9月)の
熱中症による救急搬送状況」

「自分は暑さに強いから大丈夫」「部屋の中なら大丈夫」

…と思っていないですか？

- のどが渇いていなくても、体の水分は不足しています
- 部屋の中や、夜寝ている間でも熱中症になることがあります
- 農作業など外仕事の際には特に注意が必要です



熱中症の予防法が できているか チェックしましょう ☒	☐ こまめに水分・ 塩分補給を している 	☐ エアコン・ 扇風機を上手に 利用している 	☐ シャワーや タオルで体を 冷やす 	☐ 部屋の温度を 測っている
☐ 暑い時は無理を しない 	☐ 涼しい服装をしている 外出時には日傘、帽子 	☐ 部屋の風通しを 良くしている 	☐ 緊急時・困った 時の連絡先を確 認している 	☐ 涼しい場所・ 施設を利用する



県では、県民の皆さんが気軽に集まって、涼をとることができる
県内の公共施設や商業施設などを『しまエコスポット』として
設定しています
暑い季節の熱中症対策にご活用ください



詳細は ⇒

しまエコスポット 検索

「熱中症かな」
と思ったら

- 1 涼しい場所へ避難させる
- 2 衣服を脱がせ、身体を冷やす
- 3 水分・塩分を補給する

自力で水が飲めない、
意識がない場合はすぐに **119番へ**

熱中症患者の半数以上は 高齢者(65歳以上)です



高齢者が熱中症になりやすい理由

①体内の水分が不足しがちです

若者よりも体内の水分量が少なく、脱水状態になりやすいです

②暑さに対する感覚機能が低下しています

加齢により、暑さやのどの渇きを感じにくくなります

③暑さに対する身体の調節機能が低下します

体に熱がたまりやすくなり、循環器系への負担が大きくなります

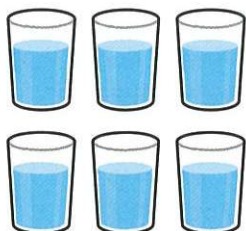


熱中症予防のポイント

●喉が渇かなくても、こまめに水分・塩分を補給しましょう



1日あたり
1.2L(1.2ℓ)を
目安に



コップ約6杯

●1時間ごとにコップ1杯

●入浴前後や起床後もまず
水分・塩分補給を

※水分や塩分の摂取量はかかりつけ
医の指示に従いましょう。

水分・塩分補給におすすめ

- ・スポーツドリンク
- ・ゼリー飲料
- ・アイススラシー
- ・梅干し
- ・お味噌汁 など



●部屋の温度や暑さ指数を確認しましょう

●エアコンや扇風機を活用し、 涼しい環境で過ごしましょう

●屋外への外出はなるべく短時間にし、暑い時間を避けましょう



熱中症に関する情報

■環境省 熱中症予防情報サイト
<https://www.wbgt.env.go.jp/>



■島根県 ホームページ
https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/kenko/kenko/chouju_info/nettyusyo.html



島根県健康福祉部 健康推進課 島根県松江市殿町1番地 電話0852-22-6131

※このリーフレットは、環境省作成のリーフレット「高齢者のための熱中症対策」「熱中症～ご存知ですか？予防・対処法～」を参考に作成しています。

令和8年3月発行

「マダニ」に注意しましょう！

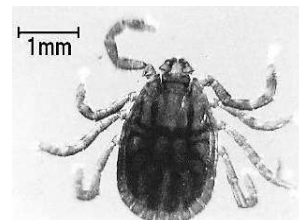
春から秋にかけてマダニの活動が盛んになることから、森林、草むら、藪などに入る場合には十分注意することが必要です！

「マダニ」に咬まれたことにより感染する病気があります

「マダニ」に咬まれることで、次のような症状があらわれることがあります。

1. 「重症熱性血小板減少症候群（SFTS）」

SFTS ウイルスを保有しているマダニに咬まれることにより感染する病気です。主な症状は発熱、消化器症状（嘔吐、下痢等）で、重症化し、死亡することもあります。潜伏期間はマダニに咬まれてから6日から2週間です。



2. 日本紅斑熱

感染してから2～10日で発症します。

主な症状は発熱や頭痛、関節痛、発疹等で、重症化し、死亡することもあります。

※「マダニ」ではありませんが、ツツガムシにより感染する「つつが虫病」もあり、症状は日本紅斑熱によく似ています。

感染しないための予防ポイントは??

☆マダニに咬まれないためのポイント☆

1. 肌の露出を少なくする！ →足を完全に覆う靴や帽子、手袋を着用しましょう
→長袖・長ズボン・登山用スパッツ等を着用しましょう
2. 明るい色の服を着る！ →「マダニ」を目視しやすくなります
3. 草むら等に直接座らない！ →レジャーシート等を敷きましょう

☆屋外活動後のポイント☆

1. 「マダニ」に咬まれていないか確認！
→わきの下、足の付け根、手首、膝の裏、胸の下、頭部などを確認しましょう



マダニに咬まれたときの対処法

1. 吸血中の「マダニ」に気づいた場合には、医療機関で取ってもらいましょう。
マダニ類の多くは、ヒトや動物に取り付くと、皮膚にしっかりと口器を突き刺し、長時間（数日から、長いもので10日間）吸血します。無理に引き抜こうとするとマダニの一部が皮膚内に残ってしまうことがあります。
2. 「マダニ」に咬まれた後に、発熱、食欲低下、嘔吐等の症状があった場合には、早めに医療機関を受診し、「マダニ」に咬まれたことを伝えてください。

問合せ先：島根県健康福祉部薬事衛生課 Tel 0852-22-6532

マダニにかまれないよう 注意しましょう!

マダニの活動が活発になるのは春から秋にかけてです。
森林、草むら、やぶ等に入る場合には、十分注意することが必要です。



● 予防のポイント ●

● 草むらや、やぶなどに入る場合には長袖、長ズボンを着用し、肌の露出を少なくしましょう。

● 野外活動後は、マダニにかまれていないか確認しましょう。
もし、吸血中のマダニを見つけた場合は、医療機関で処置してください。

マダニ (写真はフタトゲチマダニ)



主に草むらや、やぶなどに全国的に生息する体長3～4ミリの比較的大型のダニです。家庭内の食品や衣類・寝具等に生息するダニとは種類が異なります。



吸血中のマダニ

マダニにかまれたことにより 感染する病気

マダニにかまれた後、次の症状があった場合は、早めに医療機関で診察を受けてください。

● 重症熱性血小板減少症候群 (SFTS)

SFTSウイルスを保有しているマダニにかまれることにより感染する病気です。主な症状は発熱、消化器症状(嘔吐、下痢等)で、重症化し、死亡することもあります。感染してから6日～2週間で発症します。

● 日本紅斑熱

感染してから2～10日で発症します。主な症状は発熱(高熱)や頭痛、関節

■ 県内の主な相談先

保健所名	電話番号
松江保健所	0852・23・1317
雲南保健所	0854・42・9515
出雲保健所	0853・21・1185
県央保健所	0854・84・9805
浜田保健所	0855・29・5556
益田保健所	0856・31・9552
隠岐保健所 (島後)	08512・2・9715
隠岐保健所 (島前)	08514・7・8121

痛、体幹部や手足の発疹で、死亡することもあります。
※マダニではありませんが、ダニの一種であるツツガムシによって媒介される「つつが虫病」などもあります。症状は日本紅斑熱とよく似ており、感染してから5日～2週間で発症します。

手足口病が流行しています

手足口病については、感染症発生動向調査に基づき、定点医療機関から毎週患者数の報告を受けています。このたび、令和8年第23週（6/1～6/7）において、手足口病の報告患者数が、国の警報開始基準値である定点医療機関あたり5.0人を超え、**5.27人**となりました。

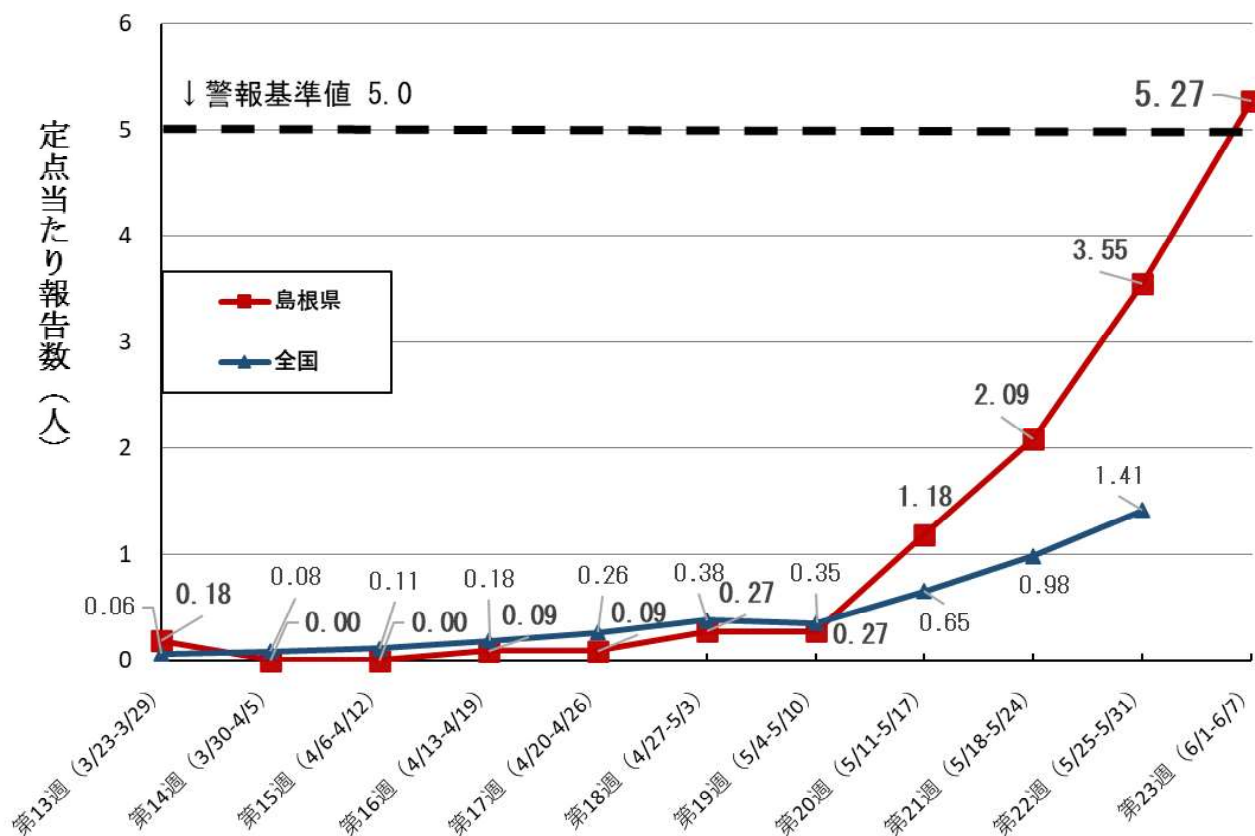
今後もさらに流行していくおそれがありますので、手洗いの徹底など感染予防の励行をお願いします。

○ 手足口病について

- ・ 乳幼児や小児がかかり易い感染症です。
- ・ 感染してから3～5日後に、口の中、手のひら、足底や足の甲等に水疱を伴う発疹がみられ、発熱を伴うこともあります。
- ・ 患者の咳やくしゃみからの「飛沫感染」、便に排せつされたウイルスによる「糞口感染」、水疱内容物からの「接触感染」があります。
- ・ 多くは数日で自然に回復しますが、まれに、髄膜炎や脳症等の合併症を発症することがあります。

○ 保健所管内別の発生状況（第23週（6/1～6/7））

保健所管内	松江	雲南	出雲	県央	浜田	益田	隠岐	全県
定点当たり報告数（人）	3.75	0.00	19.00	0.00	3.00	2.00	0.00	5.27



＜県民のみなさまへ＞

- 手洗いをしっかりと行いましょう。おむつ（便）の処理は適切に行いましょう。
- 流行時には、幼稚園、保育園等集団生活でのタオル等の共用はやめましょう。
- 発熱、手や足の発疹、口腔内の水疱などの症状があった場合は、無理せずに安静に過ごし、水分と栄養をしっかりととりましょう。
- 口腔内の痛みで、食物や水分の摂取が困難な場合があります。食べられない、飲めない状態が続く場合は、早めに医療機関を受診しましょう。

県内感染症情報(概況)

1)全数報告感染症(1~5類感染症)

結核が1件(出雲圏域1件)、日本紅斑熱が2件(出雲圏域1件、浜田圏域1件)、レジオネラ症が1件(松江圏域1件)、重症熱性血小板減少症候群が1件(出雲圏域1件)報告されています。

島根県保健環境科学研究所
島根県感染症情報センター
Tel :0852-36-8184
Fax:0852-36-8356
(スマホからも流行状況が確認できます。)



2)定点報告5類感染症()内数字は、週の定点あたり患者報告数

- 手足口病 : 定点あたり14.6人の報告があり減少しています。出雲圏域(34.4)、益田圏域(22.0)、雲南圏域(20.0)で多くの報告があり、隠岐圏域以外の圏域で警報レベルを超えています。
- ヘルパンギーナ : 定点あたり1.9人の報告があり減少しています。大田圏域(6.0)で警報レベルの報告があります。
- 新型コロナ感染症 : 定点あたり1.1人の報告があり減少しました。浜田圏域(6.0)で多くの報告があります。
- A群溶連菌咽頭炎 : 定点あたり3.4人の報告があり増加しています。出雲圏域(10.5)で多くの報告があり警報レベルを超えています。
- 感染性胃腸炎 : 定点あたり4.8人の報告があり増加しています。益田圏域(10.0)、出雲圏域(7.5)、雲南圏域(7.0)、浜田圏域(7.0)で多くの報告があります。
- RSウイルス感染症 : 定点あたり0.5人の報告があり減少しました。

3)主な病原体の検出状況等

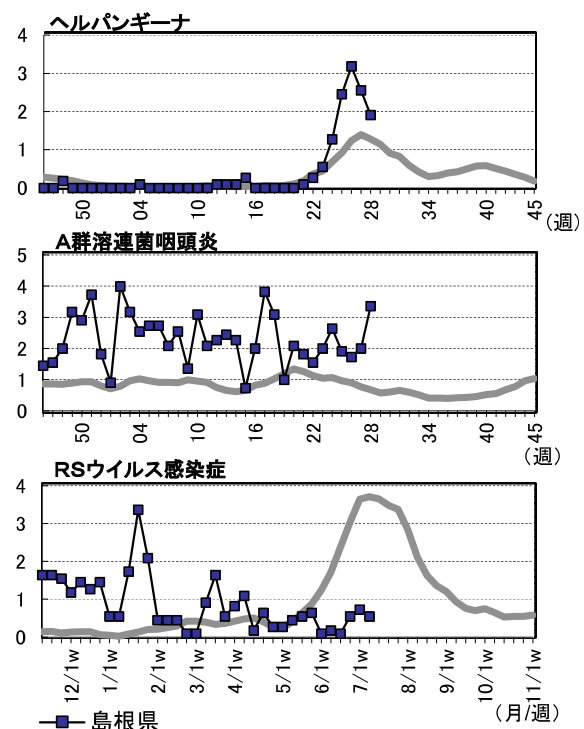
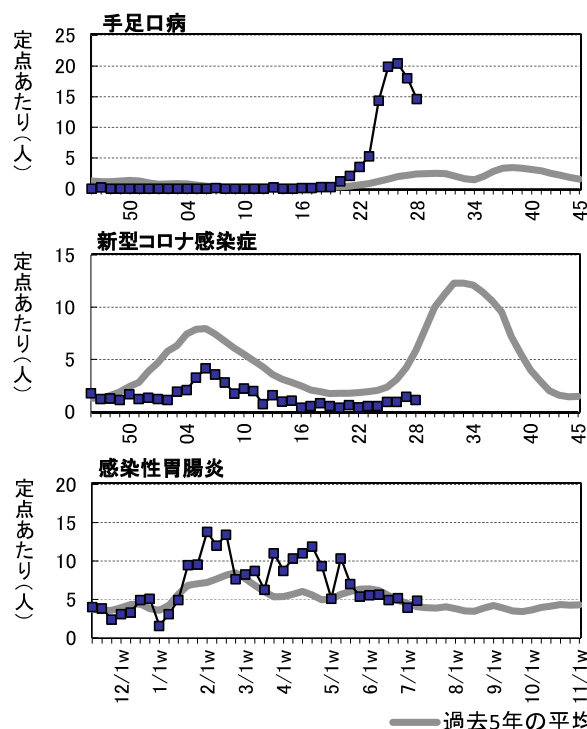
- 咽頭炎、気管支炎等 : ヒトメタニューモウイルス、新型コロナウイルス、RSウイルス、ライノウイルス、パラインフルエンザ3型・1型等が検出されています。
- 手足口病 : コクサッキーウイルスA6型が検出されています。
- 感染性胃腸炎 : ノロウイルスG2が検出されています。
- SFTS : SFTSウイルスが検出されています。

主な感染症の流行状況

疾患名	全県	東部	中部	西部	隠岐
手足口病	◎	◎	◎	◎	○
ヘルパンギーナ	◎	◎	◎	◎	×
新型コロナ感染症	△	△	△	○	×
A群溶連菌咽頭炎	◎	◎	◎	×	×
感染性胃腸炎	○	○	○	◎	×
RSウイルス感染症	○	○	○	×	×

今週の流行状況の記号

- ◎ 流行している
○ やや流行している
△ 散 発
× 報告なし



島根県感染症発生動向調査情報（定点把握疾患：定点あたり報告数）

島根県保健環境科学研究所

島根県感染症情報センター

2026年 第28週 令和8年7月6日～令和8年7月12日

地域	東 部				中 部							西 部										隠 岐				島根県			
医療圏域	松 江				雲 南			出 雲				大 田			浜 田			益 田				隠 岐							
週	26	27	28		26	27	28	26	27	28		26	27	28	26	27	28	26	27	28		26	27	28		26	27	28	26
ARI定点数	6	6	6		2	2	2	4	4	4		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		2	2	2		20	20	20
インフルエンザ	-	-	0.2	△	-	-	-	-	-	-	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	-	-	-	×	-	-	0.1	
新型コロナ感染症	0.7	0.7	0.5	△	-	-	-	-	2.8	1.0	△	0.5	0.5	-	5.5	6.0	6.0	0.5	-	1.5	○	0.5	-	-	×	0.9	1.4	1.1	
急性呼吸器感染症	56.5	67.0	60.7		19.0	18.5	17.5	85.0	91.5	96.5		30.0	36.0	39.5	28.0	29.5	28.5	35.5	33.0	45.0		17.5	17.5	21.5		47.0	51.9	52.7	
小児科定点数	4	4	4		1	1	1	2	2	2		1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1		11	11	11	
RSウイルス感染症	1.0	0.5	1.3	○	-	-	-	1.0	3.0	0.5	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	-	-	-	×	0.5	0.7	0.5	
咽頭結膜熱	-	-	-	×	1.0	-	-	2.5	3.0	2.5	◎	-	-	-	-	1.0	-	-	-	-	×	-	-	-	×	0.5	0.6	0.5	
A群溶連菌咽頭炎	1.5	1.3	4.0	◎	-	-	-	5.5	8.5	10.5	◎	-	-	-	2.0	-	-	-	-	-	×	-	-	-	×	1.7	2.0	3.4	
感染性胃腸炎	2.0	1.8	3.5	○	6.0	6.0	7.0	11.0	7.5	7.5	○	-	-	-	10.0	6.0	7.0	11.0	8.0	10.0	◎	-	1.0	-	×	5.2	3.9	4.8	
水 痘	0.3	-	0.3	○	-	-	-	1.0	2.0	0.5	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	-	-	-	×	0.3	0.4	0.2	
手足口病	17.0	8.0	8.0	◎	12.0	20.0	20.0	62.0	54.5	34.0	◎	8.0	7.0	10.0	13.0	23.0	7.0	-	6.0	22.0	◎	-	1.0	2.0	○	20.5	18.0	14.6	
伝染性紅斑	-	-	-	×	-	-	-	-	-	-	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	-	-	-	×	-	-	-	
突発性発しん	0.5	-	1.0	◎	-	-	-	2.5	0.5	1.5	○	1.0	-	1.0	1.0	1.0	-	-	-	-	○	-	-	-	×	0.8	0.2	0.7	
ヘルパンギーナ	1.8	1.3	1.5	◎	1.0	-	-	9.0	9.5	3.0	◎	-	-	6.0	9.0	1.0	3.0	-	3.0	-	◎	-	-	-	×	3.2	2.5	1.9	
流行性耳下腺炎	-	-	-	×	-	-	-	-	-	-	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	-	-	-	×	-	-	-	
眼科定点数	1	1	1					1	1	1					1	1	1									3	3	3	
急性出血性結膜炎	-	-	-	×	-	-	-	-	-	-	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	-	-	-		-	-	-	
流行性角結膜炎	1.0	-	-	×	-	-	-	1.0	-	-	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	-	-	-		0.7	-	-	
基幹病院定点数	1	1	1		1	1	1	2	2	2		1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1		8	8	8	
細菌性髄膜炎	-	-	-	×	-	-	-	-	-	-	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	-	-	-	×	-	-	-	
無菌性髄膜炎	-	-	-	×	-	-	-	-	-	-	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	-	-	-	×	-	-	-	
マイコプラズマ肺炎	-	-	-	×	1.0	1.0	-	-	-	-	×	-	-	-	-	-	-	3.0	1.0	1.0	△	-	-	-	×	0.5	0.3	0.1	
クラミジア肺炎	-	-	-	×	-	-	-	-	-	-	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	-	-	-	×	-	-	-	
感染性胃腸炎(ロタ)	-	-	-	×	-	-	-	-	-	-	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	-	-	-	×	-	-	-	

今週の流行状況:◎流行、○やや流行、△散発、×報告なし

2026年 第28週 令和8年7月6日～令和8年7月12日

島根県感染症情報センター

地域	東 部			中 部			西 部			隠 岐	島根県	年齢別報告数				年齢別定点あたり報告数																	
医療圏域	松 江			雲 南	出 雲		大 田	浜 田	益 田	隠 岐		(28週)					(28週)																
週	26	27	28	26	27	28	26	27	28	26	27	28	26	27	28	11M	1~4	5~9	10~	20~	11M	1~4	5~9	10~	20~								
ARI定点数	6	6	6	2	2	2	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	20	20	20														
インフルエンザ	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	0.1	-	-	-	-								
新型コロナウイルス感染症	4	4	3	-	-	-	-	11	4	1	1	-	11	12	12	1	-	3	18	28	22	-	10	2	3	7							
急性呼吸器感染症	339	402	364	38	37	35	340	366	386	60	72	79	56	59	57	71	66	90	35	35	43	939	1037	1054	96	566	156	78	158				
小児科定点数	4	4	4	1	1	1	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	11	11	11													
RSウイルス感染症	4	2	5	-	-	-	2	6	1	-	-	-	-	-	-	-	-	6	8	6	1	5	-	-	-	0.1	0.5	-	-	-			
咽頭結膜熱	-	-	-	1	-	-	5	6	5	-	-	-	-	1	-	-	-	6	7	5	1	4	-	-	-	0.1	0.4	-	-	-			
A群溶連菌咽頭炎	6	5	16	-	-	-	11	17	21	-	-	-	2	-	-	-	-	19	22	37	-	10	17	7	3	-	0.9	1.5	0.6	0.3			
感染性胃腸炎	8	7	14	6	6	7	22	15	15	-	-	-	10	6	7	11	8	10	57	43	53	5	32	8	6	2	0.5	2.9	0.7	0.5	0.2		
水 痘	1	-	1	-	-	-	2	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	3	4	2	-	2	-	-	-	-	0.2	-	-	-	-		
手足口病	68	32	32	12	20	20	124	109	68	8	7	10	13	23	7	-	6	22	225	198	161	25	131	5	-	-	2.3	11.9	0.5	-	-		
伝染性紅斑	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
突発性発しん	2	-	4	-	-	-	5	1	3	1	-	1	1	1	-	-	-	-	9	2	8	3	5	-	-	-	0.3	0.5	-	-	-		
ヘルパンギーナ	7	5	6	1	-	-	18	19	6	-	-	6	9	1	3	-	3	-	35	28	21	2	16	3	-	-	0.2	1.5	0.3	-	-		
流行性耳下腺炎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
眼科定点数	1	1	1				1	1	1				1	1	1				3	3	3												
急性出血性結膜炎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
流行性角結膜炎	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
基幹病院定点数	1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	8	8	8	0~	10~	20~	40~	60~	0~	10~	20~	40~	60~		
細菌性髄膜炎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
無菌性髄膜炎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
マイコプラズマ肺炎	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	1	1	4	2	1	-	1	-	-	-	-	-	0.1	-	-	-	-
クラミジア肺炎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
感染性胃腸炎(ロタ)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

こ 成 総 第 1 8 号
こ 支 総 第 9 号
健 発 0 4 2 8 第 3 号
生 食 発 0 4 2 8 第 8 号
社 援 発 0 4 2 8 第 1 8 号
障 発 0 4 2 8 第 1 号
老 発 0 4 2 8 第 9 号
令和 5 年 4 月 2 8 日

各 { 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
保健所政令市市長
特別区区长 } 殿

こ ども 家 庭 庁 成 育 局 長
こ ども 家 庭 庁 支 援 局 長
厚 生 労 働 省 健 康 局 長
厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
厚 生 労 働 省 老 健 局 長
(公 印 省 略)

「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」の一部改正について

社会福祉施設等において感染症等が発生した時の報告については、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成 17 年 2 月 22 日付け健発第 0222002 号、薬食発第 0222001 号、雇児発第 0222001 号、社援発第 0222002 号、老発第 0222001 号厚生労働省健康局長、厚生労働省医薬食品局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長通知）によることとしていますが、今般、当該通知を別添のとおり改正することとしたので、ご了解いただくとともに、関係機関等へ周知いただき、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 44 条の 2 第 3 項の規定に基づき、厚生労働大臣から、令和 5 年 5 月 7 日をもって同法の新型インフルエンザ等感染症と認められなくなる旨が公表され、これに伴い、同月 8 日に同法の 5 類感染症に位置付けられることとなったところです

が、それ以降も、引き続き当該通知における「感染症」には、新型コロナウイルス感染症が含まれる旨申し添えます。

(主な改正箇所は太字下線)

健 発 第 0222002 号
薬 食 発 第 0222001 号
雇 児 発 第 0222001 号
社 援 発 第 0222002 号
老 発 第 0222001 号
平成 17 年 2 月 22 日

都道府県知事
指定都市市長
各 中 核 市 市 長 殿
保健所政令市市長
特 別 区 区 長

厚 生 労 働 省 健 康 局 長
厚 生 労 働 省 医 薬 食 品 局 長
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
厚生労働省社会・援護局長
厚 生 労 働 省 老 健 局 長

社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について

高齢者、乳幼児、障害者等が集団で生活又は利用する社会福祉施設及び介護老人保健施設等（その範囲は別紙のとおり。以下「社会福祉施設等」という。）においては、感染症等の発生時における迅速で適切な対応が特に求められる。

今般、下記により、社会福祉施設等において衛生管理の強化を図るとともに、市町村等の社会福祉施設等主管部局への報告を求め、併せて保健所へ報告することを求めることとしたので、管内市町村及び管内社会福祉施設等に対して、下記の留意事項の周知徹底を図っていただくようお願いします。

また、下記の取扱いに当たっては、公衆衛生関係法規を遵守しつつ、民生主管部局と衛生主管部局が連携して対応することが重要であることから、関係部局に周知方よろしく願います。

記

1. 社会福祉施設等においては、職員が利用者の健康管理上、感染症や食中毒を疑ったときは、速やかに施設長に報告する体制を整えるとともに、施設長は必要な指示を行うこと。
2. 社会福祉施設等の医師及び看護職員は、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときは、施設内において速やかな対応を行わなければならないこと。
また、社会福祉施設等の医師、看護職員その他の職員は、有症者の状態に応じ、協力病院を始めとする地域の医療機関等との連携を図るなど適切な措置を講ずること。
3. 社会福祉施設等においては、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときの有症者の状況やそれぞれに講じた措置等を記録すること。
4. 社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。
ア. 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
イ. 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
ウ. ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合
5. 4の報告を行った社会福祉施設等においては、その原因の究明に資するため、当該患者の診察医等と連携の上、血液、便、吐物等の検体を確保するよう努めること。
6. 4の報告を受けた保健所においては、必要に応じて感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という）第15条に基づく積極的疫学調査又は食品衛生法（昭和22年法律第233号）第63条に基づく調査若しくは感染症若しくは食中毒のまん

延を防止するために必要な衛生上の指導を行うとともに、都道府県等を通じて、その結果を厚生労働省に報告すること。

7. 4の報告を受けた市町村等の社会福祉施設等主管部局と保健所は、当該社会福祉施設等に関する情報交換を行うこと。
8. 社会福祉施設等においては、日頃から、感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止する観点から、職員の健康管理を徹底し、職員や来訪者の健康状態によっては利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、職員及び利用者に対して手洗いやうがいを行わせるなど衛生教育の徹底を図ること。また、職員を対象として衛生管理に関する研修を定期的に行うこと。
9. なお、医師が、感染症法又は食品衛生法の届出基準に該当する患者又はその疑いのある者を診断した場合には、これらの法律に基づき保健所等への届出を行う必要があるので、留意すること。

別 紙

対象となる社会福祉施設等

【介護・老人福祉関係施設】

- 養護老人ホーム
- 特別養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム
- 老人デイサービス事業を行う事業所、老人デイサービスセンター
- 老人短期入所事業を行う事業所、老人短期入所施設
- 小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所
- 老人福祉センター
- 認知症グループホーム
- 生活支援ハウス
- 有料老人ホーム
- サービス付き高齢者向け住宅
- 介護老人保健施設
- 看護小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所
- 介護医療院

【保護施設】

- 救護施設
- 更生施設
- 授産施設
- 宿所提供施設

【ホームレス関係施設】

- ホームレス自立支援センター
- 緊急一時宿泊施設

【その他施設】

- 社会事業授産施設
- 無料低額宿泊所 (日常生活支援住居施設含む)
- 隣保館
- 生活館

【児童・婦人関係施設等】

- 助産施設
- 乳児院
- 母子生活支援施設
- 保育所
- 認定こども園

※ 幼保連携型・幼稚園型については、学校保健安全法第 18 条（保健所との連絡）等の規定にも留意すること。

- 児童厚生施設
- 児童養護施設
- 児童心理治療施設
- 児童自立支援施設
- 児童家庭支援センター
- 児童相談所一時保護所
- 婦人保護施設
- 婦人相談所一時保護所

【障害関係施設】

- 障害福祉サービス事業所（訪問系サービスのみを提供する事業所を除く）
- 障害者支援施設
- 福祉ホーム
- 障害児入所施設
- 児童発達支援センター
- 障害児通所支援事業所
- 身体障害者社会参加支援施設
- 地域活動支援センター
- 盲人ホーム